

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月28日

佐賀県教育委員会委員長 牟田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第14号

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則（昭和46年佐賀県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
左欄（職員）	右欄（職）	左欄（職員）	右欄（職）
事務職員	統括事務長、事務長、事務主幹、主査、 副主査	事務職員	統括事務長、事務長、事務主幹、 <u>事務主任</u> 、主査、副主査
略		略	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。